

令和 7 年度 登米市地域おこし協力隊（観光振興支援員） 募集要項

1 概要

登米市では、人口の減少及び高齢化の進行が著しい市内の地域の活性化を図ることを目的に、都市部の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資するため、観光振興支援員として活動する「地域おこし協力隊員」を募集します。

2 募集対象

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日時点で満 20 歳以上 50 歳以下の方
- (2) 性別は問いません
- (3) 現在、三大都市圏又は政令指定都市（過疎、山村、離島、半島などの条件不利地を除く）に居住しており、採用決定後に登米市に移住し、住民票を登米市に移せる方
※現在、登米市にお住まいの方は対象になりません
- (4) 活動終了時に起業又は就業して登米市に定住する意志のある方
- (5) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (6) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- (7) 普通自動車免許を有し、自家用車を所有している方
- (8) パソコンの操作ができ、インターネット、SNS 等の活用ができる方

3 活動内容

登米市産業経済部観光物産戦略課の観光戦略係に所属し、「観光振興支援員」として次の業務に従事していただきます。

- (1) 周辺自治体との連携による農山漁村ツーリズム（※1）の推進
- (2) 宮城オルレ登米コースのコース整備及びガイド
- (3) 市の地域資源（郷土食、自然や農畜産物、歴史など）を活用したアドベンチャーツーリズムの推進や情報発信業務
- (4) インバウンド（※2）獲得に向けた情報発信業務
- (5) 地域連携DMO（※3）等設立に係る情報収集及び観光関連組織との連携業務
- (6) 観光イベント等への従事
- (7) その他観光振興に関する業務

4 活動場所

宮城県登米市内

登米市は、宮城県の北部、仙台市から北方へ約 70km に位置しており、岩手県と接しています。西部が丘陵地帯、東部が山間地帯、その間には平坦で肥沃な登米耕土が広がる、自然豊かな土地です。人口は約 7 万 7 千人、面積は約 540 km²を有し、県内最大の米収穫量を誇る穀倉地帯であり、宮城米「ひとめぼれ」の主産地として、そして、環境保全米発祥の地として知られています。

また、和牛の産地としても知られております。仙台牛の生産の約四割が登米産牛であり、肉用牛飼養頭数は本州で 1 位を誇っています。

雪も少なく、穏やかな気候の住みよい地域です。市民の登米市に対する「愛着」と「誇り」を育み、市外の皆様から「登米市に行ってみたい」、登米市に住んでみたい」と思っただけのよう、市の地域資源を活かし、市民等と連携を図りながら、観光振興に取り組んでいます。

5 勤務条件

(1) 勤務日数

週 4 日勤務を基本とし、1 週間で 29 時間

(2) 勤務時間

原則午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分まで

(夜間、土日等の勤務は、活動時間の振替で調整します。)

(3) 報 酬

月額 266,500 円

(支給要件を満たせば通勤手当も支給します。)

(4) 任用期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

ただし、市長が認めた場合は、1 年間を単位として令和 10 年 8 月 31 日まで更新します。

(5) 勤 務 地

採用当初は登米市産業経済部観光物産戦略課での勤務となりますが、市内観光事業団体に勤務地が変更になる可能性があります。

6 待遇福利厚生

(1) パソコンを貸与します。

(2) 活動動地域内にある住居(家賃上限 54,000 円)を提供します。ただし、水道光熱費は個人負担となります。

(3) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

7 申込方法

以下書類を令和 7 年 7 月 31 日(木)までに提出してください(郵送可・当日必着)

(1) 企画提案書

(2) 令和 7 年度登米市会計年度任用職員任用希望者登録申請書

8 選考方法

登録された方の中から選考(書類審査、企画提案書に基づいたプレゼンテーション及び面接を行い、会計年度任用職員として市長が任命します。選考に係るプレゼンテーション及び面接については、登米市内で同日に行います。面接に要する交通費等は個人負担となります。

9 その他

登米市シティプロモーション WEB サイトの QR コードを記載しますので、よろしければこちらをご覧ください。

【QR コード】トメのコメシルシ



10 用語解説

注釈 番号	用語	解 説
※1	農山漁村ツーリズム	グリーン・ツーリズムとも言います。緑豊かな農山漁村で滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験などを楽しむ活動のことです。
※2	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のことを言います。日本へのインバウンドを、訪日外国人旅行または訪日旅行と言います。
※3	DMO (ディーエムオー)	(Destination Management Organization: デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション) の略称です。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など、その地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことを言います。

11 お問い合わせ・書類提出先

	登米市産業経済部 観光物産戦略課 佐々木・渡辺 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 1 8 番地 TEL : 0220-34-2759 FAX : 0220-34-2802 E-mail : kankobussan@city.tome.miyagi.jp
--	---